

ケアハウス エコーの丘 重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 武蔵野福社会 |
| (2) 法人所在地 | 埼玉県本庄市児玉町飯倉 166 |
| (3) 電話番号 | 0495-72-8711 |
| (4) 代表者氏名 | 倉 林 敏 澄 |
| (5) 法人認可 | 平成8年9月26日 |
| (6) 法人登記 | 平成8年10月7日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の名称 | ケアハウス エコーの丘 |
| (2) 事業所の所在地 | 埼玉県本庄市児玉町飯倉 166 |
| (3) 電話番号 | 0495-72-8711 |
| (4) 施設長名 | 倉 林 敏 澄 |
| (5) 当事業所の運営方針 | 施設の運営管理については、老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の自主性尊重を基本として、利用者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等処遇に万全を期することを方針とする。 |
| (6) 開設年月 | 平成9年12月1日 |
| (7) 利用定員 | 30人 |
| (8) 職員人数 | 施設長1名、生活相談員1名、介護員1名、栄養士1名、事務員1名、調理員必要人数 |

3. 当事業所が提供するサービスの概要

(1) 食事

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態に応じた食事を提供いたします。

(食事時間)

- | | |
|-----|----------|
| 朝 食 | 午前 7:30 |
| 昼 食 | 午後 12:00 |
| 夕 食 | 午後 5:30 |

(2) 入浴

入浴は隔日以上、利用することができます。

(3) 相談及び援助

当事業所は、ご利用者及びご家族からご利用者の生活についてあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(4) 社会生活上の便宜

当事業所では、ご利用者からの要望等を考慮の上、野外活動、季節行事の年間イベント、地域交流、買い物等を実施し、教養娯楽、生きがい活動を支援いたします。

4. 利用料

(1) 利用者階層別利用料金表（月額）

支払方法	一括支払	一括・併用	一括・併用	一括・併用	分割・月払
一括払管理費	483 万円	200 万円	100 万円	50 万円	0 円
分割払・月額	0 円	13,100 円	17,300 円	19,400 円	21,500 円

対 象 収 入 による階 層 区 分		本人からの事務費徴収額 (月額)	生活費(月額)
1	1,500,000円以下	10,000 円	46,324 円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000 円	46,324 円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000 円	46,324 円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000 円	46,324 円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000 円	46,324 円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000 円	46,324 円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000 円	46,324 円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000 円	46,324 円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000 円	46,324 円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000 円	46,324 円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000 円	46,324 円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000 円	46,324 円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000 円	46,324 円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000 円	46,324 円
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000 円	46,324 円
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000 円	46,324 円
17	3,000,001円～3,100,000円	89,300 円	46,324 円
18	3,100,001円以上	89,300 円	46,324 円

- ・入居時に一括支払された管理費は退所される場合、入居期間に応じ残金をお返し致します。
- ・11月～3月までの期間は、冬期加算額として1,960円が加算されます。(変動することがあります。)

- ・国の定める利用料（事務費・生活費・冬期加算額）の改定があった場合は、利用料も変更されます。
- ・事務費と生活費と管理費を加算した額が、1ヵ月の利用料になります。
- ・利用料は、利用者の方の所得に応じ、国で定められた額としております。

- ① この表における「対象収入」とは、前年の収入から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。（入居時と毎年6月末の収入申告により決定いたします。）
- ② 国、県のケアハウス設置運営要綱改正に伴い単価は変更いたします。
- ③ 生活費については、冬期（11～3月）に1,960円が加算されます。（変動することがあります）
- ④ 月の途中に入退居があった場合、事務費、管理費は契約締結日、契約解除日を基準に日割り計算し、生活費は実利用日を基準に計算いたします。

（2）食費

食費は、生活費の中に含まれております。もし外泊、外出等で欠食があった場合には下記の金額を減免いたします。（但し、前日の午後 5:30 までに申出があった場合になります。）

（食費）	朝	食	250 円
	昼	食	300 円
	お	や	つ
	夕	食	300 円

（3）利用料以外の負担金

- ① 居室の電気料・電話料・水道料
- ② 趣味娯楽活動等に要する費用
- ③ 特別なサービスに要した費用

（4）利用料金のお支払方法

前記の料金・負担金は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、月末までにお支払い下さい。但し、趣味娯楽活動等に要する費用、特別なサービスに要した費用はその都度お支払い下さい。

5. 契約の解除

（1）以下に該当した時、契約を解除させていただく場合があります。

- ① 入居の条件に関して虚偽の届出を行って入居したとき
- ② 利用料その他の支払いを3ヵ月以上にわたって遅延したとき
- ③ 事務費の減額の申請にあたって虚偽の届出を行ったとき
- ④ 施設長の承諾を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作、模様替えを行い且、原状回復をしないとき
- ⑤ ホームヘルプサービス等の在宅保健福祉サービス等の利用によっても、日常生活の維持ができなくなったとき
- ⑥ 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけるとき

- ⑦ 外泊時の帰着予定日（無断で外泊したときはその日）から30日を超えても帰着せず且、帰着日を連絡しないとき
- ⑧ 入院期間が3ヵ月以上の長期に及ぶとき
- ⑨ ご利用者から契約解除の申出、届出があったとき
- ⑩ その他契約書及び管理規程に違反したとき

(2) 解除の通知と届出

契約を解除させていただく場合は、解除日の1ヶ月前までにご利用者に通知いたします。ご利用者から契約解除する場合は、解除日の2ヶ月前までに届出が必要です。

6. 施設ご利用に当たって留意いただく事項

(1) 外泊、外出について

- ① 外泊及び長時間の外出については連絡場所、帰着予定日、時間等の事前の届出が必要です。原則午後7:00までに帰着とし、やむを得ず帰着できない場合は予め連絡下さい。

(2) 面会、宿泊について

- ① 面会時間は午前8:30～午後7:00といたします。
- ② 利用者以外の外来者が宿泊される場合は、事前に届出が必要です。

(3) 居室の造作、原状回復について

- ① 原則居室の造作、模様替え等はありません。
- ② 居室及び建物、備品を破損、滅失した場合、原状回復して頂くか、対価をお支払い頂きます。

(4) 迷惑行為について

以下の行為をしないでください

- ① 他のご利用者への迷惑行為や事業所の秩序及び風紀を乱す等、共同生活に甚だしく支障をきたす行為。
- ② 犬、猫等のペットを飼育すること。
- ③ 特定の政治、宗教活動
- ④ 届出のない外泊、長期間の外出

7. 緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

又、状況により施設の協力医療機関へ連絡します。

緊急連絡先①

氏 名 木村医院
 住 所 本庄市児玉町児玉233
 電話番号 0495-72-7773
 携帯番号 _____

緊急連絡先②

氏 名 _____
 住 所 _____
 電話番号 _____
 携帯番号 _____

8. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が生じた場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族等に連絡することと共に顛末記録、再発防止対策に努める。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにする。但し、事業者及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではないものとする。

9. 苦情の受付について

- (1) 苦情解決責任者 倉林敏澄
- (2) 苦情受付窓口(担当者) 関根茂雄
- (3) 第三者委員 星野栄司
荻野和弘

(4) その他の苦情受付期間

- ・埼玉県庁福祉施設監査課 048-830-3446
- ・埼玉県運営適正化委員会 048-822-1243

(5) 苦情解決の方法

苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接申し出ることもできます。